

別表

(1)購入(更新)基準

種目	名称	1台当たりの 基準価格(円)	基準価格に含まれる もの	耐用 年数
補聴器	高度難聴用ポケット型	34,200	① 補聴器本体(電池を含む) ② イヤモールド *イヤモールドを必要とする場合は、基準価格に9,000円を加算できる。	5年
	高度難聴用耳かけ型	43,900		
	重度難聴用ポケット型	55,800		
	重度難聴用耳かけ型	67,300		
	耳あな型(レディメイド)	87,000	補聴器本体(電池を含む)	
	耳あな型(オーダーメイド)	137,000		
	骨導式ポケット型	70,100	①補聴器本体(電池を含む) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型	120,000	①補聴器本体(電池を含む) ②平面レンズ *平面レンズを必要とする場合は、基準価格に1枚につき3,600円を加算できる。	
特例補装具	別に定める額			

(2)修理基準

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示528号)別表に準ずることとし、(1)に該当する補聴器の修理のみ対象とする。

ただし、FM補聴器は対象としない。

\*上記補聴器支給の要件および消費税等の取扱いについては、平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費事務取扱指針について」の別添「補装具費支給事務取扱指針」に準ずるものとする。